

令和6年由仁町議会第2回臨時会 第1号

令和6年2月9日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 2号 第七次由仁町総合計画基本構想について

○出席議員（9名）

議長	9番	後 藤 篤 人 君	副議長	8番	早 坂 寿 博 君
	1番	浮 田 孝 雄 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	東 貴 之 君		4番	大 畠 敏 弘 君
	5番	野 市 裕 司 君		6番	佐 藤 英 司 君
	7番	中 村 隆 浩 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
	員	会				君
	事	務				君
	局	長				君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	高	根	健	太
主		事	山	下	真	白
						君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和6年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 加藤君、3番 東君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（後藤篤人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和5年度12月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第4、議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として見直しを行いました第9期介護保険事業計画に基づき、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画が3月31日をもって終了することに伴い、令和6年度から令和8年度までに新たな計画であります第9期介護保険事業計画を策定し、今後3年間に見込まれる介護サービス給付費などを積算し、必要とされる第1号被保険者保険料額を算定したところであり、さらに国におきまして今後の介護給付費の増加を見据え、低所得者の保険料上昇の抑制を図る目的から第1号被保険者保険料に関し現行の9段階から13段階へ多段階化による見直しを行い、新たに設けられました第10段階から第13段階の保険料によって第1段階から第3段階の保険料の軽減を行うため、制度内での所得再配分機能を強化する介護保険法施行令の保険料率の算定に関する基準が改正されたことから、本条例について必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。第2条は、保険料率の規定で、第8期介護保険事業計画の期間でありました令和3年度から令和5年度までを第9期の計画期間であります令和6年度から令和8年度までに改めようとするものであります。次に、各号の規定は、保険料額の規定であります。新旧対照表には記載はありませんが、令和6年度から令和8年度までの保険料につきまして、保険料の基準となります第5段階の保険料は、現行の保険料と同額の7万1,400円、月額で5,950円としようとするものであります。これによりまして、第4号及び第6号から第9号までの保険料額につきましても同様の理由により同額であり、保険料額の改正がありませんので、記載は省略となっております。このほかの各号につきましては、介護保険法施行令の改正により国が定める保険料の段階数が9段階から13段階へ多段階化と、高所得者の乗率の引上げ及び低所得者の乗率の引下げにより、第1号は第5号で規定する基準額に0.455を乗じた額で3万2,487円に、第2号は0.685を乗じた4万8,909円に、第3号は0.69を乗じた4万9,266円にそれぞれ改めようとするものであり、新たに追加されました第10段階の保険料額につきましては第10号として新たに号を追加し、1.9を乗じた13万5,660円に、第11段階は第11号として2.1を乗じた14万9,940円に、第12段階は第12号として2.3を乗じた16万4,220円に、第13段階は第13号として2.4を乗じた17万1,360円にするため、それぞれ号を追加しようとするものであります。

第2条第2項から第4項までは、令和6年度から令和8年度までの各年度におきまして第1段階から第3段階までさらに減額賦課をする規定であります。第2項は、第1項第1号で規定しております第1段階について減額割合を0.285とし、保険料額を2万349円にしようとするものであります。第3項は第1項第2号に規定しております第2段階について割合を0.485とし、第2項の規定を準用して、その額を3万4,629円にしようとするものであり、第4項も同様に第1項第3号に規定しております第3段階について割合を0.685とし、次のページをお開き願います。第2項の規定を準用して、その額を4万8,909円にしようとするものであります。

第4条第3項は、第1号被保険者が賦課期日後に生活保護を受給することになった場合の規定で、保険料の段階数が9段階から13段階へ多段階化されたことに伴う介護保険法施行令の改正によって新たに号が追加されたことによりまして、当該施行令を規定している引用条項を改正案のとおり「又は第8号口」を「第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改めようとするものであります。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項は適用区分で、改正後の由仁町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては条例に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号の取扱いについては、会議規則第39条の規定により、総務産業常任委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務産業常任委員会は、付託となった議案第1号について閉会中に審査を終了し、次期

定例会に報告願います。

◎日程第5 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第5、議案第2号 第七次由仁町総合計画基本構想についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 第七次由仁町総合計画基本構想について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、第六次由仁町総合計画の計画期間が令和5年度で終了するため、新たに令和6年度から令和13年度までの8年を計画期間とする第七次由仁町総合計画を策定しましたので、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第2号 第七次由仁町総合計画基本構想について、内容の説明をいたします。

お手元の議案第2号別冊の第七次由仁町総合計画基本構想の1ページをお開き願います。このたびご審議をいただきます基本構想につきましては、第1章、総合計画の考え方、第2章、由仁町の将来像の全2章の構成としており、議案第2号資料の第七次由仁町総合計画の第1章、第2章と同様のものがございます。

3ページをお開き願います。第1章の1、計画策定の趣旨につきましては、近年の物価上昇、人口減少、少子高齢化の進行、極端な気象現象や自然災害など様々な備えや対応を行うとともに、こうした中で由仁町が継続的に発展していくための将来像と進むべき道筋を共有し、その実現に向けていくための指針として計画を策定するものとしております。

2、計画の役割につきましては、長期的な展望に立って、町の政策の基本的な方向を総合的に示すために策定するという位置づけを記載しております。

3、計画の期間といたしましては、第五次までの計画については10年間を計画期間と設定しておりましたが、前回の第六次計画から8年間を計画期間としたところであります。なお、4年ごとに前期と後期に分け、前期の最終年を見直し期間、後期の最終年を次の計画の策定期間とするものであります。

4ページをお開き願います。4、計画の特色といたしましては、分かりやすい計画、ビジョン型の計画、柔軟性を兼ね備えた計画を意識して策定している旨を記載しております。

5、計画の構成といたしましては、第1章の総合計画の考え方及び第2章の由仁町の将来像、この部分を基本構想としており、第3章以下、政策展開の基本方向、第4章の計画の推進についてを基本計画としております。

5ページに移ります。6、SDGsの推進と位置づけにつきましては、各種計画などの

策定や改定に当たりましてこれらの要素を反映することが国から奨励されていること、また由仁町の将来像の実現に向け総合計画の施策や取組を進めることにより、それそのものがSDGsの目標達成に寄与することが考えられることから、今回の計画から基本計画部分にSDGsの要素を整理して記載しております。

8ページをお開き願います。第2章、由仁町の将来像になります。第2章は、由仁町の将来像ということで、由仁町の将来展望について人口動向及び人口推計などから将来像の考え方について記載をしております。1、由仁町の将来展望といたしましては、図1の総人口の推移、9ページに移りまして、図2の年齢3区分別人口の推移を1920年から2045年までそれぞれグラフで示しております。

10ページをお開き願います。下段の人口の将来展望につきまして、2070年、令和54年までの人口推計を記載しております。

11ページに移ります。2、将来像といたしまして、人口、財政規模は小さくても魅力あふれる町の強さを持ち、それを次の世代に引き継いでいくことで小さくてもキラリと輝き続けるという誓いを込め、将来の目指す姿を小さくてもキラリと輝くまちへと設定したところであります。

以上が基本構想の内容でございます。参考資料といたしましてこの基本構想に基づき策定する基本計画を含めた由仁町総合計画を議案第2号資料として提出し、内容の説明を終わります。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては計画基本構想に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第2号の取扱いについては、会議規則第39条の規定により、総務産業常任委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 第七次由仁町総合計画基本構想については総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務産業常任委員会は、付託となった議案第2号について閉会中に審査を終了し、次期定例会に報告願います。

◎閉会の宣告

○議長（後藤篤人君） 本日の日程は全部終了いたしました。

令和6年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前 9時49分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

2 番 議 員 加 藤 重 夫

3 番 議 員 東 貴 之